

宮津市公報

平成30年6月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目 次

規 則

- 10 宮津漁師町観光商業センター条例の施行期日を定める規則 1
11 宮津市職員分限懲戒等審査委員会規則 1

告 示

- 102 宮津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱 2
103 宮津市下水道排水設備指定工事業者の異動届 2
104 宮津市議会定例会の招集 2
105 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（上司自治会） 2
106 公の施設に係る指定管理者の代表者の変更 3
107 自治功労者及び篤志家の表彰 3
108 介護保険法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業を行う事業所の指定
（介護ステーション千鶴会） 3

公 告

- 19 平成29年度情報公開制度の運用状況 4
20 平成29年度個人情報保護制度の運用状況 4
21 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況 5
22 公示送達 6
23 公共下水道の供用及び下水の処理の開始 6
24 宮津市職員採用試験【前期試験】実施要項 7
25 農用地利用集積計画の縦覧 12

教 育 委 員 会

《告 示》

- 12 宮津市教育委員会定例会の招集 12

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

- 21 宮津市公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程 12
22 平成29年度選挙人名簿抄本閲覧状況 13
23 平成29年度在外選挙人名簿抄本閲覧状況 13
24 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙に係る選挙人名簿の選挙時登録における被登録
資格の決定の基準となる日及び登録を行う日 13
25 有権者総数の50分の1の数 14
26 有権者総数の3分の1の数 14
27 有権者総数の6分の1の数 14

監 査 委 員

《監査公表》

- 84 定期監査結果の公表 14

農 業 委 員 会

《告 示》

- 5 宮津市農業委員会総会の招集 16

規 則

宮津漁師町観光商業センター条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年 5 月 24 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第10号

宮津漁師町観光商業センター条例の施行期日を定める規則

宮津漁師町観光商業センター条例（平成29年条例第35号）の施行期日は、平成30年10月 1 日とする。

＊ ＊ ＊

宮津市職員分限懲戒等審査委員会規則をここに公布する。

平成30年 6 月 1 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第11号

宮津市職員分限懲戒等審査委員会規則

（設置）

第 1 条 一般職の職員（以下「職員」という。）に対する地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）による分限及び懲戒処分等の公正を期するため、宮津市職員分限懲戒等審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、職員に対する次に掲げる処分等について、任命権者の求めに応じて審査し、その結果を当該任命権者に報告するものとする。

- (1) 法第28条第 1 項の規定による分限処分（同項第 2 号の場合による同項に規定する処分を除く。）
- (2) 法第29条の規定による懲戒処分
- (3) その他任命権者が特に必要と認めるもの

（組織）

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 会計管理者
- (4) 総務部長

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、法令に関し専門的知識を有する者又は学識経験者の中から市長が委嘱する者を、必要に応じ委員とすることができる。この場合において、当該委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 3 委員会に委員長を置く。
- 4 委員長は、副市長をもって充てる。
- 5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

（会議）

第 4 条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、非公開とする。

（除斥）

第 5 条 委員長及び委員は、自己又はその親族に直接の利害関係のある事件が審議事項となっている委員会の会議に出席できない。

（意見の聴取）

第 6 条 委員会は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、意見を聴く

ことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、人事担当課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮津市告示第102号

宮津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年5月18日

宮津市長 井上正嗣

宮津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱（平成21年告示第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「高齢者、障害者等」を「居住者」に改める。

第4条第2項を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第103号

宮津市下水道排水設備指定工事業者から異動届を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第16条の規定により告示する。

平成30年5月21日

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮下水道指定第3号

(1) 名 称 松田タイル

(2) 所 在 地 宮津市字日ヶ谷317番地

(3) 代 表 者 (変更前) 松 田 篤 二

(変更後) 園 好 司

* * *

宮津市告示第104号

平成30年第2回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年5月24日

宮津市長 井上正嗣

1 期 日 平成30年5月31日

2 場 所 宮津市議会議事堂

* * *

宮津市告示第105号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成24年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 上司自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 今 崎 大 平
- 3 変更年月日 平成30年5月13日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
平成30年5月25日

宮津市長 井 上 正 嗣

————— * * * —————

宮津市告示第106号

宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第28号）第8条第1項の規定により、公の施設に係る指定管理者の代表者の変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年5月28日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 公の施設の名称
宮津市海洋つり場
- 2 指定管理者の名称及び代表者
変更前 小田宿野自治会 会長 狩 野 清 貴
変更後 小田宿野自治会 会長 小 倉 一 考
- 3 変更日
平成30年4月1日

————— * * * —————

宮津市告示第107号

宮津市表彰条例（昭和33年条例第2号）第1条の規定により自治功労者及び篤志家として次の者を表彰したので、同条例第2条の規定により告示する。

平成30年6月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

自治功労者	功 績
今井 一雄	宮津商工会議所会頭
篤志家	
堀川 義治	児童遊具の寄附
渡辺 昭代	金員の寄附

————— * * * —————

宮津市告示第108号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項に規定する第1号事業を行う事業所として次のとおり指定した。

平成30年6月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 介護保険事業所番号 2672000326
- 2 事業所の名称 介護ステーション千鶴会
- 3 事業所の所在地 与謝郡与謝野町字男山687番地1
- 4 指定申請者 株式会社アクア・コード 代表取締役 谷 垣 佑 樹
- 5 主たる事務所の所在地 与謝郡与謝野町字男山687番地1

- 6 代表者の氏名 谷 垣 佑 樹
- 7 代表者の住所 福知山市字篠尾421番地
- 8 指定年月日 平成30年6月1日
- 9 サービス事業の種類 第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）

公 告

宮津市公告第19号

宮津市情報公開条例（平成12年条例第56号）第21条の規定により、平成29年度における制度の運用状況を次のとおり公表します。

平成30年5月7日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 開示請求の件数及び処理の状況

単位：件

実施機関	請求 件数	処 理 の 状 況						計	取下げ
		開 示		不開示	存否応 答拒否	不存在 等			
		全部開示	部分開示						
市 長	161	158	112	46	0	0	3	161	0
教育委員会	3	2	2	0	0	0	1	3	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審 査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	164	160	114	46	0	0	4	164	0

注 「請求件数」とは、宮津市情報公開条例第4条第1項の規定により開示請求のあったものうち、平成29年度中の請求に対し実施機関が決定を行ったもの及び取り下げられたものの件数（合計）をいいます。

2 不服申立ての状況

単位：件

不服申立て 件 数	処 理 の 状 況					取下げ	審査中
	却 下	棄 却	一部認容	認 容	計		
0	0	0	0	0	0	0	0

* * *

宮津市公告第20号

宮津市個人情報保護条例（平成14年条例第1号）第31条の規定により、平成29年度における制度の運用状況を次のとおり公表します。

平成30年5月7日

宮津市長 井上正嗣

1 開示請求の件数及び処理の状況

単位：件

実施機関	請求 件数	処 理 の 状 況						計	取下げ
		開 示		不開示	存否応 答拒否	不存在 等			
		全部開示	部分開示						
市 長	14	13	1	12	0	0	1	14	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審 査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	14	13	1	12	0	0	1	14	0

注 「請求件数」とは、宮津市個人情報保護条例第13条第1項の規定により開示請求のあったもののうち、平成29年度中の請求に対し実施機関が決定を行ったもの及び取り下げられたものの件数（合計）をいいます。

2 不服申立ての状況

単位：件

不服申立て 件 数	処 理 の 状 況					取下げ	審査中
	却 下	棄 却	一部認容	認 容	計		
0	0	0	0	0	0	0	0

* * *

宮津市公告第21号

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間における住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項及び第11条の2第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成30年5月10日

宮津市長 井上正嗣

国又は地方公共団体の機関の請求による閲覧

閲覧請求機関の名称又は 閲覧者	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
防衛省 自衛隊京都地方協力本部長	自衛官等の募集のため適 齢者情報の収集を行う。	平成29年11月28日	平成12年4月2日から平 成13年4月1日までの間 に生まれた男女171人

個人又は法人の申出による閲覧

閲覧請求機関の名称及び 代表者氏名 (閲覧委託者又は機関名)	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
--------------------------------------	---------	-------	------------

株式会社かんでんCSフォーラム 取締役社長 野地 小百合 (京都府政策企画部計画推進課)	「平成29年度京都府民の意識調査」の調査対象者を抽出する。	平成29年5月23日	満20歳以上の男女計105人
毎日新聞社 代表取締役社長 丸山 昌宏	「第71回読書世論調査」の調査対象者を抽出する。	平成29年6月13日	平成13年9月30日以前に生まれた須津地区の男女計12人
一般社団法人中央調査社会長 大室 真生 (㈱時事通信社大阪支社)	「住民意識調査」の調査対象者を抽出する。	平成29年8月17日	平成9年8月31日までに生まれた由良地区の日本人男女計23人
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博 NHK放送文化研究所 世論調査部 部長 吉田 理恵	「11月全国個人視聴率調査」の調査対象者を抽出する。	平成29年10月6日	平成22年12月31日までに生まれた馬場先、中ノ丁地区の男女計12人
一般社団法人中央調査社会長 大室 真生 (内閣府大臣官房政府広報室)	「防災に関する世論調査」の調査対象者を抽出する。	平成29年11月9日	平成11年10月31日までに生まれた皆原、山中、新宮、小田、喜多、今福地区の日本人男女計16人
株式会社ビデオリサーチ 代表取締役社長 加藤 讓 日本たばこ産業株式会社 たばこ事業本部 M&S企画部長 西谷 圭一	「全国たばこ喫煙者率調査」の調査対象者を抽出する。	平成30年1月25日	昭和3年5月1日から平成10年4月30日までの間に生まれた溝尻、国分地区の男女計20人
一般社団法人中央調査社会長 大室 真生 (大阪商業大学 学長 谷岡 一郎)	「第12回生活と意識についての国際比較調査」の調査対象者を抽出する。	平成30年2月7日	昭和3年1月1日から平成9年12月31日までの間に生まれた住吉、河原、白柏地区の日本人男女計16人

* * *

宮津市公告第22号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部市民課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成30年5月16日

宮津市長 井上 正嗣

(以下揭示済)

* * *

宮津市公告第23号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり公告します。

その関係図面は、平成30年5月17日から2週間、宮津市建設部上下水道課（本館南棟2階）におい

て縦覧に供します。

平成30年5月17日

宮津市長 井上正嗣

- 1 供用（下水の処理）を開始する年月日
平成30年5月31日
- 2 供用（下水の処理）を開始する区域
宮津市字喜多
- 3 供用を開始する排水施設の位置
宮津市字喜多
- 4 供用を開始する排水施設の分流式及び合流式の別
分流式
- 5 略図
別紙のとおり（別紙省略）

* * *

宮津市公告第24号

宮津市職員採用試験【前期試験】実施要項

平成31年度宮津市職員採用試験【前期試験】を次のとおり実施します。

平成30年5月21日

宮津市長 井上正嗣

1 試験区分、受験資格及び採用予定者数

(1) 一般試験

試験区分	受 験 資 格
一般事務職	次のいずれかに該当する方 ① 平成2年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方又は平成31年3月末日までに卒業見込みの方 ② 平成10年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校（同程度と認めるものを含む。）を平成30年3月に卒業した方
建築技術職	平成2年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（各同程度と認めるものを含む。）において専門（建築）課程を修得し卒業した方又は平成31年3月末日までに卒業見込みの方
土木技術職	平成2年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（各同程度と認めるものを含む。）において専門（土木）課程を修得し卒業した方又は平成31年3月末日までに卒業見込みの方
保健師	平成2年4月2日以降に生まれた方で、保健師免許を有する方（平成31年3月末日までに同免許の取得見込みの方を含む。）

※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

※ 「保健師」において、資格を取得見込みで受験した方が、平成31年3月末日までに資格を取得できなかった場合は、採用される資格を失います。

(2) 社会人試験

試験区分	受 験 資 格
一般事務職	次のいずれにも該当する方 ① 昭和58年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による高等学校以上の学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方 ② 民間企業等で職務経験が5年以上ある方（平成30年5月1日時点） ※ 民間企業等での職務経験期間には、民間企業、各種法人、団体、官公庁、自営業等において常勤（1週間の勤務時間数が29時間以上）で就業していた

	<p>期間が該当します。 【次のいずれかの職務経験等を有する方を特に求めています】 ・ 移住・定住支援業務の経験者 ・ 地域経済の活性化や経営支援、経営合理化、金融業務等の経験者 ・ 広報活動、情報発信業務の経験者 など</p>
建築技術職	<p>次のいずれにも該当する方 ① 昭和48年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた方で、1級又は2級建築士のいずれかの資格を有する方 ② 民間企業等で職務経験（建築関係業務に限る。）が5年以上ある方（平成30年5月1日時点） ※ 民間企業等での職務経験期間には、民間企業、各種法人、団体、官公庁、自営業等において常勤（1週間の勤務時間数が29時間以上）で就業していた期間が該当します。</p>
土木技術職	<p>次のいずれにも該当する方 ① 昭和48年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた方で、1級土木施工管理技士又は技術士（建設部門又はこれに準ずる部門）のいずれかの資格を有する方 ② 民間企業等で職務経験（土木関係の設計業務、施工管理等の業務に限る。）が5年以上ある方（平成30年5月1日時点） ※ 民間企業等での職務経験期間には、民間企業、各種法人、団体、官公庁、自営業等において常勤（1週間の勤務時間数が29時間以上）で就業していた期間が該当します。</p>
保 健 師	<p>次のいずれにも該当する方 ① 昭和48年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた方で、保健師免許を有する方 ② 民間企業等で職務経験（保健師業務に限る。）が3年以上ある方（平成30年5月1日時点） ※ 民間企業等での職務経験期間には、民間企業、各種法人、団体、官公庁、自営業等において常勤（1週間の勤務時間数が29時間以上）で就業していた期間が該当します。</p>

※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

(3) 採用予定者数 ((1)一般試験と(2)社会人試験の合計人数)

試験区分	採用予定者数
一般事務職	4名程度
建築技術職	1名程度
土木技術職	3名程度
保 健 師	2名程度

2 試験の日時及び場所

区 分	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験
日 時	平成30年7月22日（日） 午前8時30分（午前8時20分集合）	第1次試験合格者に文書で通知します。
場 所	宮津市中央公民館 宮津市福祉センター	宮津市役所

3 試験方法及び内容

(1) 一般試験

第1次試験

①試験科目

区 分	試 験 科 目
一般事務職	一般教養試験・作文・適性検査

建築技術職	一般教養試験・専門試験（建築）・適性検査
土木技術職	一般教養試験・専門試験（土木）・適性検査
保 健 師	一般教養試験・専門試験（保健師）・適性検査

②試験方法・内容

一般教養試験	多枝選択式筆記試験・出題数40題・試験時間 2時間 (出題分野) 時事、社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、 数的推理及び資料解釈に関する一般知能
専 門 試 験	多枝選択式筆記試験・出題数30題 試験時間 2時間（高校卒、保健師は 1時間30分）
建築 (大学、短大、高専)	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画 (都市計画、建築法規を含む。)、建築設備、建築施工
建築 (高校卒)	数学・物理、情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法 規、建築施工
土木 (大学、短大、高専)	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を 含む。）、材料・施工
土木 (高校卒)	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、 土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工
保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
事務適性検査	筆記試験 試験時間10分
作 文	筆記試験 試験時間50分

第 2 次 試 験

①身体検査

健康診断書提出により審査（健康診断書は、平成30年 5月21日以後に診断されたものに限
ります。）

②個別面接

(2) 社会人試験

第 1 次 試 験

①試験科目

区 分	試 験 科 目
一般事務職	基礎教養試験・適応性試験・作文
建築技術職	
土木技術職	
保 健 師	

②試験方法・内容

基礎教養試験	多枝選択式筆記試験・出題数75題・試験時間 1時間30分 (出題分野) 社会的関心と理解について問う分野、言語的な能力を問う分野、論理的な 思考を問う分野の 3分野から出題 (備考) 受験者が仕事をしながら受験することを考慮した、受験のための特別な準 備が必要のない内容
適応性検査	筆記試験 試験時間20分

作 文	<p>作文については、下記の記入要領に基づき、<u>試験日当日に持参し、提出してください。</u></p> <p>【作文の記入要領】</p> <p>課題：「自らの職務経験を宮津市政に活かす方策について」</p> <p>上記の課題について、次に掲げる項目に従って、A4用紙に1200字以内で記述してください。（ワープロ打ちでも可としますが、氏名は自署してください。）</p> <p>(1) 応募する職種に関する分野において、宮津市又は地方自治体を取り巻く現状・課題認識</p> <p>(2) (1)の現状・課題を踏まえ、自らの職務経験を宮津市政にどう活かしていきたいか</p>
-----	--

第2次試験

①身体検査

健康診断書提出により審査（健康診断書は、平成30年5月21日以後に診断されたものに限ります。）

②個別面接

自らの職務経験や宮津市政への活かし方等について、プレゼンテーション方式で説明・提案していただきます。

4 合格発表

区 分	発 表 の 時 期 及 び 方 法	
第1次合格発表	8月上旬（予定）	宮津市役所の掲示板に掲示するほか合格者に文書で通知します。
最終合格発表	8月下旬（予定）	

※ 電話による可否の問い合わせには応じません。

5 合格者の登録及び採用

この試験の合格者は、宮津市職員採用候補者名簿に登録し、必要に応じ採用します。なお、この名簿の有効期間は、平成32年3月31日までです。

6 採用予定年月日

平成31年4月1日

※ 既に基準学歴の学校を卒業している方又は資格職で既に資格を有する方のうち、早期採用が可能な場合は、調整の上、平成30年度中の採用となる場合があります。

7 受験申込みの方法

提出書類	<p>《一般試験》</p> <p>①受験申込書（写真は、申込前3か月以内に撮影した上半身前向き）</p> <p>②最終学校の卒業証明書（卒業証書の写し可）又は卒業見込証明書</p> <p>③最終学年までの成績証明書</p> <p>※大学院修了者については、大学の卒業証明書及び成績証明書も提出してください。</p> <p>④保健師免許状の写し（保健師受験者のみ。）</p> <p>※取得見込で受験される方は受験申込時には不要。</p> <p>《社会人試験》</p> <p>①受験申込書（写真は、申込前3か月以内に撮影した上半身前向き）</p> <p>②最終学校の卒業証明書（卒業証書の写し可）</p> <p>③最終学年までの成績証明書</p> <p>※大学院修了者については、大学の卒業証明書及び成績証明書も提出してください。</p> <p>※最終学年までの成績証明書について、学校における保管期間が過ぎたことにより発行ができない場合は、成績証明書不発行証明書を提出してください。</p> <p>④職務経歴書</p> <p>⑤資格・免許状の写し（※建築技術職、土木技術職、保健師受験者のみ。）</p>
------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・建築技術職…1級又は2級建築士のいずれかの資格の写し ・土木技術職…1級土木施工管理技士又は技術士のいずれかの資格の写し ・保健師…保健師免許状の写し
郵送で提出する場合	封筒の表に「職員採用試験」と朱書き、受験票送付用封筒（はがきが入る大きさの封筒に宛先を明記し、82円切手をはったもの）を同封してください。
申込先	宮津市役所総務部総務課職員係（本館3階）

(注) 宮津市のホームページに試験実施要領及び申込書等の様式を掲載していますので、申込書等をダウンロードしてA4版の白紙に黒色で印刷し、それに必要事項を記入の上提出することもできます。

(ホームページアドレス <http://www.city.miyazu.kyoto.jp>)

8 受験申込みの受付期間

平成30年5月21日(月)から平成30年7月6日(金)まで

〈受付時間〉午前8時30分～午後5時

※ 郵送の場合は、7月6日(金)〔締切日〕午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

※ 受付時に受験票をお渡しします。

郵送受付の場合、後日、受験票を送付しますが、7月13日(金)までに届かない場合は、職員係までお問い合わせください。

※ 日曜日、土曜日及び祝日は、閉庁のため受付いたしません。

※ 身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめ御連絡ください。

9 給与等

(平成30年4月1日現在)

区分	大学卒	短大卒	高校卒
初任給	179,200円	159,800円	147,100円

※ 社会人など職歴がある場合などは、一定の基準により加算されます。

※ 宮津市一般職職員の給与に関する条例に基づき、その他諸手当を支給します。

10 試験結果の開示

この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、受験者本人が、本人であることを証明する書類(受験票等)を持参の上、直接来庁してください。(電話、はがき等による請求では開示できません。)

区分	開示請求できる方	開示内容	開示期間	開示場所等
第1次試験	不合格者	総合順位及び総合得点	各合格発表の日から2週間	宮津市役所本館3階(総務部総務課職員係) (土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで)
第2次試験		総合順位		

11 受験についての問い合わせ先

宮津市総務部総務課職員係(本館3階)

〒626-8501 宮津市字柳縄手345番地の1 直通番号 (0772)45-1603

代表番号 (0772)22-2121内線231・232

【参考】

地方公務員法第16条(抄)

○ 成年被後見人又は被保佐人

○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

○ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
会場位置図（略）

————— * * * —————

宮津市公告第25号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により平成30年度農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

平成30年5月25日

宮津市長 井上正嗣

- 1 農用地利用集積計画の縦覧期間
自 平成30年5月25日
至 平成30年6月8日
- 2 縦覧の場所
宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

教育委員会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第12号

平成30年第7回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成30年5月23日

宮津市教育委員会

教育長 山本雅弘

- 1 日 時 平成30年5月25日（金）午前9時
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ〔宮津阪急ビル〕4階 応接会議室

選挙管理委員会

《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第21号

宮津市公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年5月7日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀口善一

宮津市公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

宮津市公職選挙事務執行規程（昭和59年選管告示第5号）の一部を次のように改正する。

様式第19号の9中「15,300円」を「15,800円」に改める。

様式第19号の10中「301,875円」を「310,500円」に、「510円48銭」を「525円6銭」に改める。

様式第53号中「727円」を「753円」に改め、「平成」を削る。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第22号

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間における選挙人名簿抄本閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年5月7日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

平成29年度選挙人名簿閲覧状況

閲覧年月日	閲覧申出者氏名	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
平成29年6月26日	日本共産党与謝地区委員会 野 村 生 八	選挙運動	全有権者
平成29年6月27日	〃	〃	〃
平成29年6月28日	〃	〃	〃
平成29年7月12日	〃	〃	〃
平成29年7月13日	〃	〃	〃
平成29年7月14日	〃	〃	〃
平成29年7月18日	〃	〃	〃
平成29年7月19日	〃	〃	〃
平成29年7月20日	〃	〃	〃
平成29年8月2日	〃	〃	〃
平成29年8月3日	〃	〃	〃
平成29年11月7日	株式会社地域未来研究所 代表取締役 赤 田 浩 志	京都府民のスポーツに関する実態調査	第2投票区 第15投票区
平成30年1月11日	朝日新聞東京本社 世論調査部長 前 田 直 人	政治・選挙などに関する世論調査	第9投票区

＊ ＊ ＊

宮津市選挙管理委員会告示第23号

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間における在外選挙人名簿抄本閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年5月7日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

公職選挙法第30条の12において準用する第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る在外選挙人名簿の抄本の閲覧はなかった。

＊ ＊ ＊

宮津市選挙管理委員会告示第24号

平成30年6月24日執行予定の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙に係る選挙人名簿の選挙時登録について、被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のように定める。

平成30年5月16日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

- 1 被登録資格の決定の基準となる日
平成30年6月16日
ただし、年齢については平成30年6月24日

- 2 登録を行う日
平成30年6月16日

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第25号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成30年6月1日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

3 1 9 人

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第26号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の教育長若しくは委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成30年6月1日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

5, 3 1 4 人

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第27号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成30年6月1日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

2, 6 5 7 人

監 査 委 員

《公 表》

宮津市監査公表第84号

平成29年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、宮津市長から通知があったので、当該通知に係る事項を公表します。

平成30年5月30日

宮津市監査委員 稲 岡 修
宮津市監査委員 徳 本 良 孝

平成29年度定期監査（平成30年3月26日宮津市監査公表第83号）

監査の結果	措置の内容（回答）

(1) 契約、文書事務について

① 文書事務について

文書に係る不適切さについては、これまでから繰り返し指摘してきたところであり、これらを踏まえ、年度当初に庶務担当係長会議が開催され、原議書等の様式やその記載例が示されるなど、文書事務の適正な処理についての徹底が図られたところである。

しかしながら、契約関係書類等を審査する中で、周知された記載となっていないものが多々見受けられるとともに、単純なミスや不鮮明な押印なども散見された。また、書類が時系列に綴られていないものも多数見受けられた。

文書事務に当たっては、庶務担当係長会議の周知事項の徹底を図るとともに、情報公開も視野に入れ、適正な事務処理が行われるよう強く望むものである。

② 印紙について

契約関係書類の印紙については、概ね改善が図られているが、中には、消費税を含んだ契約金額に対する収入印紙が貼付されているほか、原議書に記載の印紙税額と契約書に添付してある印紙税額が違うケースが見受けられた。

印紙税法に照らし、印紙税額が適正であるかどうかを確認し、適切な事務処理に努められたい。

③ 契約状況について

随意契約については、競争入札を原則とする地方自治体の契約方法の例外であり、地方自治法施行令で認められた場合にのみ実施できる契約方法であり、その中でも1者随意契約を採用する場合には、「本当にその業者でしか受注できないのか」等法令の要件に該当するか否かの判断を厳格に行うとともに、過去の経過等にとらわれず公開性、公正性、競争性、経済性の確保にも十分配慮して運用されるよう要望する。

④ 契約書について

業務委託契約書において、契約保証金の欄が未記載のまま契約されているものや、契約書第5条の規定が基準契約書と異なる記載となっているものが見受けられた。

契約事務については、監査結果を踏まえ、庶務担当係長会議において全庁的な指導がなされたところであるが、今後もより一層、適正に契約事務処理が執行されるよう、職員

○ 文書事務に係る不適切な事務処理事例については、再三の指摘を受ける中で、一定の改善は図れてきてはいるものの、未だ不適切な事務処理もあるため、その根絶に向けて改めて指導してまいります。

○ 印紙の適切な取り扱いを徹底するとともに、相手方に印紙税額を伝えるよう、改めて指導をいたします。

○ 随意契約については、法令で認められた範囲で運用することとしておりますが、法令の趣旨を徹底するよう改めて指導をいたします。

○ 契約保証金の記載方法等について、庶務担当係長会議等を通じ適正な契約事務処理の徹底を図ります。

への周知を徹底されることを強く望むものである。

(2) 補助金について

補助金の交付に当たり、交付申請書の受付から交付決定までの事務処理が遅延しているものも見受けられたので、補助金の趣旨を損なうことのないよう注意して事務処理をされたい。

また、申請者から前金払いの書類提出がないにもかかわらず、前金払いで交付しているケースも見受けられた。市の一方的な決裁手続きで行うのではなく、書類による申出によって判断をされたい。

今後においても、各種団体への補助金の交付に当たっては、公益上の補助の必要性や有効性などについて精査するとともに、補助金等の交付事務の透明性を確保され、適正な事務処理に努められたい。

(3) 滞納整理について

市税をはじめとする各種収納金の収納対策については、行政改革の中でも重要な柱として、地方税機構による法的処分のほか、給水停止の実施や電話催告等により収納率向上に努められているところである。しかしながら、日常業務の優先性や職員体制などから、臨戸訪問など収納業務への適正な対応が困難となっている状況が見受けられる。今までの徴収強化月間を見直し、先進地の事例等も調査研究しながら、税外収入の一元化をはじめ、収納に特化した新たな組織体制の確立を検討するなど徴収強化に向けた対策の取組を強く望むものである。

また、負担の公平性と財政健全化の推進の観点からも、引き続き職員の専門的知識の向上に努められ、従来の慣例に捉われることなく滞納者の実情を把握した上で、粘り強く徴収活動を進められたい。

○ 補助金の交付に当たっては、補助金の趣旨を損なうことのないよう事務処理を行うとともに、補助金の必要性やその効果等をより一層精査した上で、適切な事務処理に努めていきます。

○ 滞納整理に係る庁内徴収職員の専門知識の向上及びノウハウ定着のため研修会を実施し、滞納整理マニュアルを作成します。

また、徴収率向上を図るため、先進事例を参考に、徴収強化月間の見直しや税外収入の一元化を含めた徴収組織体制のあり方等について、年内に一定の方向性を結論づけます。

農業委員会

《告 示》

宮津市農業委員会告示第5号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成30年5月2日

宮津市農業委員会
会長 藤 井 忠

- 1 日 時 平成30年 5 月 9 日 (水) 午前 9 時 30 分
- 2 場 所 宮津市役所 第 5 会議室
- 3 議 題
 - 議案第12号 農地法第 3 条の許可申請に係る許可について
 - 議案第13号 非農地証明について
 - 議案第14号 農用地利用集積計画 (利用権設定) について